

行政手続の押印見直し結果表(令和3年4月1日時点)

行政手続(押印は93%廃止となります(B/A)。なお認印については100%廃止となります。)

全数 A(B+C)	廃止 廃止予定 B	国県の法令等 改正を注視(内数)	存続の方向 C(a+b+c)	(押印の種類別内訳)		
				印鑑証明 a	登記印/登録印 b	認印 c
1,235	1,148	25	87	25	62	0

※調査基準日:令和3年2月1日

※廃止日:令和3年4月1日から

※廃止予定は,国や県の法令等の改正を注視するものや条例の改正手続きが必要なものです。※「印鑑証明a」は、「登記印/登録印b」に加え、印鑑証明を求めている手続です。